

ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度に係る
電気通信回線設備の規模等の報告及び
ブロードバンドサービスエリア調査に関する
入カマニュアル

令和6年3月 29 日

第一章 概要

- この章では、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス）に係る単位業務区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告（以下「設備の規模等報告」といいます。）に関する根拠条文、報告の対象事業者及び報告の流れについて詳述します。

第一節 制度の趣旨及び根拠条文

- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においては、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」といいます。）第 110 条の 2 の規定に従って、総務大臣は第二種交付金の交付対象となる第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「一般支援区域」といいます。）及び第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」といいます。）を指定することができます。
- これら一般支援区域及び特別支援区域は、法第 110 条の 3 の規定に従って、第二種交付金を受けることができる第二種適格電気通信事業者の指定の際に、当該第二種適格電気通信事業者に係る支援区域として指定されるものです。
- これらを踏まえて、法第 110 条の 2 の規定に基づく、一般支援区域及び特別支援区域を指定するために必要な情報を把握する必要があることから、設備の規模等報告を実施しています。
- 具体的には、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」といいます。）第 14 条の 5 第 1 項の規定等に基づいて設備の規模等報告を実施します。
- 具体的な報告内容については、「第二章 具体的な報告方法」で詳述します。

第二節 報告の対象事業者

- 施行規則第 14 条の 5 第 1 項において、「端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者」が報告するものとされています。
- まず、「第二号基礎的電気通信役務」（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス）とは、施行規則第 14 条の 3 第 1 項各号に掲げる FTTH アクセスサービス（以下「FTTH」といいます。）、CATV アクセスサービス（HFC 方式。以下「HFC」といいます。）及び専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（以下「ワイ固（専用型）」）といいます。）に限定されます。いずれの役務もその下り名目速度が毎秒 30 メガビット以上のものに限定しています。

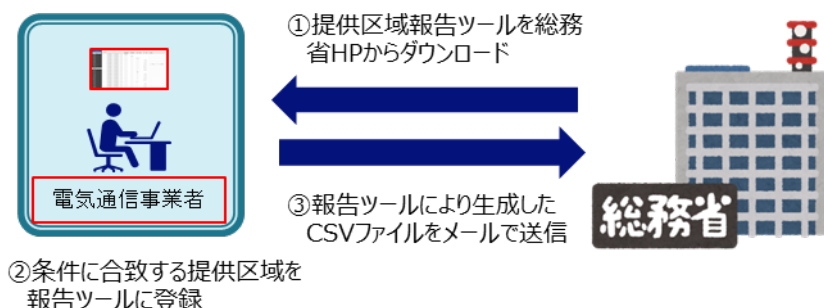
- 詳細な定義については、施行規則第 14 条の 3 第 1 項各号をご覧ください。
- 次に、「端末系伝送路設備」とは、施行規則第 3 条第 1 項第 1 号の規定のとおり、「端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備」をいいます。
- ここでは、第二号基礎的電気通信役務に係るものであるため、次のとおりとなります。
- FTTH にあつては、その全ての区間における光信号伝送用の端末系伝送路設備を指します。
- HFC にあつては、光信号伝送用の伝送路設備（利用者の電気通信設備と接続される一端に同軸ケーブルが用いられるものに限ります。）により構成される端末系伝送路設備を指します。
- ワイ固（専用型）にあつては、光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備（その一端が専ら利用者の屋内用ルータと接続される無線設備であつて、電気通信事業者により当該無線設備と接続される屋内用ルータの数が制御されているものに限ります。）により構成される端末系伝送路設備を指します。無線区間については、具体的に、ローカル 5G や地域 BWA を用いたものとなります。
- 「設置」については、「光ファイバ等を電気通信が可能な状態に構成した上で、電気通信を行う主体が継続的に支配・管理すること」をいい、「所有」の有無を問いません（「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」（総務省）P.5 参照）。したがつて、専ら卸電気通信役務を利用して第二号基礎的電気通信役務の提供を行っている事業者については、報告対象者に該当しませんのでご注意ください。
- 法第 165 条第 1 項に規定する届出を行っている地方自治体については、同法第 2 項の規定による電気通信事業者として報告対象となります。

第三節 報告の期限

- 施行規則第 14 条の 5 第 1 項において「毎事業年度経過後三月以内」と規定されていますので、すなわち、毎年度 4 月 1 日から 6 月 30 日（期限）までの間に報告すべき事項を総務省に報告いただきます。

第四節 報告の流れ

- 設備の規模等の報告については、約 23 万の町字ごとに実施していただくため、オフラインツール（以下「提供区域報告ツール」といいます。）を総務省で用意しました。これを使用していただきます。
- まずは、総務省 HP から、提供区域報告ツールのダウンロードをお願いします。
(URL)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html
- 次に、提供区域報告ツール上で、報告事項を入力いただきます。詳細な操作方法等については、後述の「第二章 具体的な報告方法」をご参照ください。
- 入力した提供区域報告ツールにおいては、CSV 形式でファイルを出力していただき、当該ファイルにパスワードをかけた上で、総務省までメールで送信・提出いただくようお願いいたします（ファイルが大容量になる場合は、大容量ファイル転送システムにて送信いただくことも可能ですので、この場合は個別にお問い合わせください。）。



第二章 具体的な報告方法

- 提供区域報告ツールは、総務省 HP からダウンロードしてください。ダウンロードがうまくいかない場合など不具合がありましたら、総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課（代表 03-5253-5111）までご連絡をお願いします。

(URL)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html

第一節 入力方法

第一項 設定画面

- 提供区域報告ツールの「EXE ファイル」を実行いただくと、最初に設定画面が表示されます。
- 「提供区域報告設定」欄では、「民間事業者」又は「地方自治体」のいずれかを選択してください。
- 「登録番号・届出番号」欄は、法第9条又は第16条の規定に基づいて登録又は届出を行った際の番号を入力してください。
- 「事業者名」欄は、報告を行う民間事業者又は地方自治体の名前を正式名称（商号等）で入力してください。
- これらの入力が終わりましたら、「OK」ボタンを押下して、次の画面に進んでください。

《設定画面を修正したい場合》

- 報告事項を入力する画面（以下「入力画面」といいます。）において、左画面中の都道府県名のリストのすぐ上にある「設定」ボタンを押下すると、設定画面に切り変わりますので、こちらで設定内容を修正してください。

第二項 入力画面の見方

- 入力画面では、左画面中に47都道府県のリストがありますので、選択した都道府県の市区町村のリストが画面中央に表示されます。
- 各市町村の表示の最も左にある「▶」を押下すると、市区町村に属する「字・丁目」までの項目が表示されます。
- また、「大字・町字」まで表示されているものの「▷」を押下すると、その「大字・町字」の属する「字・丁目」の項目が「大字・町字」にまとめられるようになっています。
- KEYCODE、都道府県、市区町村、大字・町字、字・丁目、KIGO_Eは国勢調査に基づく町字リストを使用しています。なお、KIGO_Eは、基本単位区のKEYCODEが同一番号である町字の場合に、区別するためのものになります。

第三項 報告内容

(1) 「提供」の入力方法

- 「大字・町字」及び「字・丁目」それぞれに、「FTTH」、「CATV（HFC）」及び「ワイ固（専用型）」の選択肢があります。
- このうち、実際に業務区域として「提供」しているものであり、当該役務の下り名目速度が毎秒 30 メガビット以上のものを提供している場合に押下（選択）してください。押下した役務について、次の項目 B)から E)まで及びその他の欄の入力が可能となります。

(2) 提供可能世帯割合の入力方法

- 前年度末（この入力作業をしている年の3月31日時点）における電気通信回線設備の規模等（実績）を報告いただきます（施行規則第14条の5第1項第1号）。
- 具体的には、「一の町字の全世帯数に占めるその町字に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合」（実績）を報告いただきます。計算式にすると次のとおりです。

$$\text{町字ごとの提供可能世帯数割合} = \frac{\text{（自ら設置するアクセス回線設備を用いて）ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供が可能な世帯数}}{\text{当該町字における全世帯数}}$$

- （自ら設置するアクセス回線設備を用いて）ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供が可能な世帯数とは、利用者の求めに応じて、第二号基礎的電気通信役務の提供が可能な世帯数をいいます。具体的には、現に第二号基礎的電気通信役務を提供している世帯数のみならず現時点は使用されていないが、その設備を用いた場合に第二号基礎的電気通信役務の提供が可能である理論的な世帯数の合計値を記入してください。
- 地方自治体等と IRU¹契約を締結して、第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者に該当する場合は、IRU に係る電気通信設備も含めて提供可能世帯割合を算出してください。（次頁※2も併せて参照）

¹ 破棄し得ない使用权（Indefeasible Right User）のこと。契約によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期的な使用权のことをいう。

- 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務の卸電気通信役務を提供している事業者にあつては、当該使用している端末系伝送路設備の規模も含めてください。

※「提供」と提供可能世帯割合「0～10%以下」の違い

- 「提供」については、「A) 「提供」の入力方法」に記載のとおり、業務区域としている場合には、その業務区域で提供している役務を押下していただくものになります。したがって、例えば、FTTH の業務区域として設定している場合でも、個別具体の町字では、役務を提供していない場合には、「FTTH」を押下していただき、提供可能世帯割合は0%なるため、「0～10%以下」を押下していただきます。

※地方自治体が提供可能世帯割合を報告する場合

- 地方自治体がみなし電気通信事業者として報告する場合には、次の（3）「公設」の入力方法にも記載のとおり、公設公営方式によって、地方自治体が端末系伝送路設備を「設置」して、自ら役務を提供している場合のみその提供可能世帯割合を記載するようにお願いします。
- IRU 契約等によって電気通信事業者が地方自治体が所有する端末系伝送路設備を「設置」（次頁※1）して役務を提供している場合（公設民営方式）には、電気通信事業者が提供可能世帯割合を報告するため、その町字については、地方自治体では提供可能世帯割合の記載は不要です。

（3）「公設」の入力方法

- 「公設」欄については、入力する町字において、端末系伝送路設備を所有する者が地方自治体である場合には、「公設」を押下してください。

《留意事項》

- 電気通信事業者自らが地方自治体とIRU 契約等を締結している場合など、地方自治体が端末系伝送路設備を所有していることが明確に確認できる場合に、「公設」を押下するようにお願いします。（伝聞等の情報によって地方自治体の所有の有無を判断しないようにしてください。）
- 「公設」欄の報告する主体は、重複がないようにする観点から、次のとおりとします。

	IRU 契約を締結している場合 (公設民営方式)	地方自治体で役務を提供している場合 (公設公営方式)
端末系伝送路設備の所有者	地方自治体	
端末系伝送路設備の「設置」 ^(※1) 者	電気通信事業者 ^(※2)	地方自治体 ^(※3)
本報告の「公設」の報告者	電気通信事業者が報告	地方自治体が報告

※1 「設置」とは、「光ファイバ等を電気通信が可能な状態に構成した上で、電気通信を行う主体が継続的に支配・管理すること」をいい、「所有」の有無を問いません（「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」（令和5年8月21日改訂 総務省）P.5 参照）。

※2 IRU 契約を締結している場合は、IRU の設定を受けている電気通信事業者は、IRU 契約に係る電気通信設備を継続的に支配・管理している状態にあるため、本報告における「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者」に該当します。よって、この場合の地方自治体は、「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者」に該当しないこととなりますので、報告主体ではありません。

※3 例えば、公設公営のような場合には、地方自治体が「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者」に該当します。よって、地方自治体が報告主体となります。

（4）「一年以下」の入力方法

- 提供可能世帯割合において押下した割合群の状態が引き続いて「一年」を超えるか否かを問うものです。その状態を維持するのに必要な電気通信回線設備を用いて、第二号基礎的電気通信役務を当該町字において継続して提供している期間が一年以下の場合には、「一年以下」を押下してください。例えば、「50%超」を押下した場合には、50%超の世帯割合を維持するのに必要な電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務を50%超の状態で当該町字において継続して提供している期間が一年超の場合には、「一年以下」を押下しないこととなります。「0%～10%以下」及び「10%超～50%以下」の場合も同様です。
- 期間の判定時点は、この入力作業をしている年の3月31日とします。対象の町字において、第二号基礎的電気通信役務の提供が、判定時点を含む年度の4月1日から3月31日までの間に開始された場合には、「一年以下」に該当します。

例) 令和5年8月15日にFTTHアクセスサービスの提供を開始した場合、令和6年3月31日の時点で、サービス提供継続期間は「一年以下」であるため、「一年以下」に該当します。

(5) 「2023/6/16 時点」での「提供可能世帯割合」及び「公設」の入力方法

- 2023（令和5）年6月16日は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）の施行日であり、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が運用を開始した日となります。
- その開始日時点で、「未整備地域」だったか、又は「公設地域」だったかを把握するため、「2023/6/16 時点での提供可能世帯割合」及び「2023/6/16 時点での公設」の情報を入力いただきます。
- 「2023/6/16 時点での提供可能世帯割合」の「提供可能世帯割合」の考え方は、前述「（2）提供可能世帯割合の入力方法」と同一であり、これをご確認ください。
- 「2023/6/16 時点での公設」の「公設」の考え方は、前述「（3）公設の入力方法」と同一であり、これをご確認ください。

第四項 報告内容の出力

- 報告すべき事項が入力できたら、入力内容に誤りがないか、複層的にチェックをお願いします。
- それを含めて入力完了したら、「CSV 出力」ボタンを押下してください。この時に、総務省に提出する際には、パスワードを設定の上、送付する旨のポップアップ画面が出ますので、「OK」ボタンを押下して、CSV ファイルの出力を完了します。

第五項 入力画面の機能その他

(1) 入力中の内容を保存したい場合

- 入力画面の操作中に作業を中断したい場合には、一旦「CSV 出力」ボタンを押下して、CSV ファイルを保存してください。
- 万が一、画面右上の「×」ボタンを押下して、入力画面を閉じた場合でも、入力した内容は自動保存されており、再び入力画面を開いた時に、閉じた時の入力内容が残る仕様にはしてあります。しかしながら、どのような操作によりそのような事態になっているか等、状況によってデータの保存状態に差異が生じ得ます。よって、入力内容の保全の観点から作業中断の場合は CSV ファイルに出力することを推奨します。

(2) CSV ファイルの取込

- 入力の中断等で出力した CSV ファイルを再度提供区域報告ツールに取り込むことができます。
- 入力画面を開き、左欄にある「取込」ボタンを押下した後、取り込みたい「CSV ファイル」を選択してください。CSV ファイルの内容が入力画面上に反映されます。
- CSV ファイルを取り込む場合、（何ら操作しない場合には）取り込む CSV ファイルの入力内容が強制的に反映され、別途入力中だった内容に上書きされますので、ご注意ください。別途入力中だった内容も併せて入力画面に反映したい場合には、次の「(3) CSV ファイルの結合」をご確認ください。

(3) CSV ファイルの結合

- 提供区域報告ツールには、出力済みの CSV ファイルと入力中画面の内容を結合する機能があります。
- 入力画面を開き、左欄にある「結合」を押下した後、結合したい「CSV ファイル」を選択して取り込むと、CSV ファイルの内容と入力画面の内容が統合されます。
- 結合できる CSV ファイルは一回につき、1 ファイルとなりますので、複数の CSV ファイルを結合したい場合には、1 ファイルずつ結合するようにお願いします。
- 結合する際に、CSV ファイルにある内容と入力画面上の内容に相違があった場合には、以下の処理となりますのでご注意ください。

※ツール上の情報内容と結合する際の取り込むファイル上の情報内容が異なる場合の項目に応じた結合の結果

	項目	結合の結果
1	提供している第二号基礎的電気通信役務の種別の入力異なる町字	入力されている種別の第二号基礎的電気通信役務を「提供」として表示します。
2	提供可能世帯割合が異なる町字	提供可能世帯割合の入力情報のうち、より大きい値に統一します。
3	公設の有無が異なる町字	「公設」であるとして統一します。
4	一年以下の有無が異なる町字	「一年以下」であるとして統一します。
5	施行日（令和 5 年 6 月 16 日）時点で提供可能世帯割合が 50%以下の有無が異なる町字	提供可能世帯割合が「50%以下」であるとして統一します。
6	施行日（令和 5 年 6 月 16 日）時点で公設の有無が異なる町字	「公設」であるとして統一します。
7	その他の欄の記載が異なる	内容を両方とも保持します。 ※ ただし、100 文字を超える場合にはその超える部分を切り捨てます。

※No. 2 ～ 6 までについては、提供している第二号基礎的電気通信役務の種別の入力が同一の時に、結合時の入力情報が異なる場合の条件となります。

（４）提供区域報告ツールを使わずに報告内容を入力する場合。

- 提供区域報告ツールから CSV ファイルを出力したあと、Excel のインポート機能を活用して、Excel 上でも編集作業を行うことは可能です。
- ただし、提供区域報告ツール外で編集する際には所定の CSV フォーマットと文字コードを使用しない場合には、提供区域報告ツール上で入力内容が適切に反映されないことや、報告後の集計に影響を与える可能性があるため、十分に注意いただきますようお願い致します。
- （１）～（３）の他にツールに係る詳細な説明書については、「提供区域報告ツール操作説明書」をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

第三章 ブロードバンドサービスの整備率に関する調査との関係について

- 総務省では、今後の情報通信基盤の更なる普及、発展のため、FTTHをはじめとする現状のブロードバンド整備状況を正確に把握する必要があることから、従来、前年度末時点における全国の電気通信事業者のブロードバンドサービスエリアを調査し（以下、本章において「ブロードバンドサービスエリア調査」といいます。）^{（※）}、その調査結果を踏まえて、全国、都道府県及び市町村におけるブロードバンド整備率を推計し公表しています。
- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る報告（以下、本章において「制度報告」といいます。）の開始に伴い、令和6年度から同じツール（提供区域報告ツール）を用いて行います。
- ブロードバンドサービスエリア調査では、従来どおり、約23万の町字ごとに、下表に掲げるサービスについて提供の有無（①町字の全域（目安として90%以上の世帯）で整備済みであれば「全域有」、②一部で整備済みであれば「一部有」、③全域未整備であれば「無」と判定してください。）を回答いただきます。
- また、ブロードバンドサービスエリア調査では、制度報告における報告事項に含まれない「FTTH 2」及び「HFC 2」のサービスの提供の有無についても従来どおり回答いただきます。
- ブロードバンドサービスエリア調査に係る回答はいずれも「その他」の欄においてお示しいただきます。必ず制度報告とは区別して回答いただけますようお願いいたします。なお、「その他」の欄の具体的な記載方法等については別紙に定めます。
- 回答いただいた内容をもとに、例年同様、全国・都道府県別・市町村ごとに整備率を取りまとめ、翌年の1月頃までに公表する予定です。

※ 制度報告と同様、ブロードバンドサービスエリア調査の対象は、電気通信事業者が自らの設備で一般加入者向けに提供するブロードバンドサービスであり、地方自治体等が整備した設備をIRU契約で借り受けてサービス提供している場合も含まれます。また、サービス卸によりブロードバンドサービスを提供している場合は、卸元の事業者がサービス提供の有無を回答するので不要です。その他、サービスの申込みがあった場合に引き込み工事（開通工事）を行うことで提供可能であれば整備済と判定してください。

【ブロードバンドサービスエリア調査の対象サービス表】

サービス種別	備考
F T T H 1	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 7 号に定める「F T T H アクセスサービス」のうち、 名目速度が下り 30Mbps 以上 のものを指す。 ※制度報告の対象に含まれるサービスです。
F T T H 2	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 7 号に定める「F T T H アクセスサービス」のうち、 名目速度が下り 30Mbps 未満 のものを指す。 ※制度報告の対象に含まれないサービスです。
H F C 1	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 10 号に定める「C A T V アクセスサービス」であって、同軸ケーブルと F T T H の併用による H F C 方式のうち、 名目速度が下り 30Mbps 以上かつ ITU 規格 (DOCSIS 3.0 以降) に準拠 するものを指す。 ※制度報告の対象に含まれるサービスです。
H F C 2	電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 10 号に定める「C A T V アクセスサービス」であって、同軸ケーブルと F T T H の併用による H F C 方式のうち、 「H F C 1」に該当しないもの を指す。 ※制度報告の対象に含まれないサービスです。

第四章 報告方法等

- 出力した CSV ファイルの報告をするに当たっては、電気通信事業者として、第二号基礎的電気通信役務を提供している日本全国の業務区域（事業を展開しているエリア）を総計して複数の総合通信局等の管轄に及ぶ場合には、一括して総務省（本省）電気通信事業部基盤整備促進課までメールで送信・提出をお願いします。それ以外の場合（日本全国を見た場合にその事業展開エリアが一の総合通信局等の管轄内にある場合）には、その一の総合通信局等までメールで送信・提出をお願いします。報告すべき事項に関する問合せ等につきましても、これらのメール送信・提出先と同様とします。
- 報告先の総合通信局等の連絡先は、次の「第五章 報告先」をご確認ください。

第五章 報告先

名称	担当課	連絡先
総務省本省	総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課	03-5253-5817 broadband2020-jimu●ml.soumu.go.jp
北海道総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	011-709-2311 (内線 4706) hokkaido-jigyo●ml.soumu.go.jp
東北総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	022-221-0630 jigyo-toh●soumu.go.jp
関東総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	03-6238-1673 kanto-ji-report●soumu.go.jp
信越総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	026-234-9948 jigyosyahoukoku-shinetsu●soumu.go.jp
北陸総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	076-233-4422 hokuriku-jigyo_jigyo●soumu.go.jp
東海総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	052-971-9403 tokai-jigyo-jigyo●soumu.go.jp
近畿総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	06-6942-8518 kinki-jigyoyou3●soumu.go.jp
四国総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	089-936-5043 shikoku-shien●soumu.go.jp
中国総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	082-222-3395 c-jigyoline●soumu.go.jp
九州総合通信局	情報通信部 電気通信事業課	096-326-7824 jigyo7824●soumu.go.jp
沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302 okinawa-telecom●ml.soumu.go.jp

※アットマークを●に置き換えています。

第六章 参照条文

◆ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

（第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定）

第百十条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域（以下この項及び次項において「単位区域」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（同項各号のいずれにも該当するものを除く。）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「一般支援区域」という。）として指定することができる。

- 一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。
 - 二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を提供している電気通信事業者（当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。）の数が一以下であること。
- ② 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。
- 一 次のいずれかに該当すること。
 - イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。
 - ロ 当該単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること。
 - 二 前項第二号に該当すること。
- ③ 総務大臣は、一般支援区域が第一項各号のいずれかに該当しなくなつたとき、又は特別支援区域が前項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、総務省令で定めるところにより、その指定を解除するものとする。
- ④ 総務大臣は、一般支援区域若しくは特別支援区域の指定をしたとき、又は当該指定

を解除したときは、遅滞なく、その旨を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

(第二種適格電気通信事業者の指定)

第百十条の三 総務大臣は、支援機関及び支援区域（一般支援区域及び特別支援区域をいう。以下この条において同じ。）の指定をしたときは、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第二種適格電気通信事業者として指定することができる。

一 総務省令で定めるところにより、申請に係る第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が一以上の支援区域（次のいずれにも該当するものに限る。次項において同じ。）の全部を含むこと。

イ 当該支援区域について他の第二種適格電気通信事業者が次項に規定する担当支援区域の指定をされていないこと。

ロ 当該支援区域において申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が第一百七条第二号の総務省令で定める規模を超えること。

② 前項の規定により総務大臣が第二種適格電気通信事業者を指定するときは、併せて、その申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる支援区域を、当該支援区域ごとに、当該第二種適格電気通信事業者に係る支援区域（以下この条及び次条第三項において「担当支援区域」という。）として指定しなければならない。当該業務区域の範囲に新たな支援区域が含まれることとなつたときも、同様とする。

③ 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める担当支援区域の指定を解除するものとする。

一 担当支援区域に係る支援区域の指定を解除したとき 当該解除に係る担当支援区域

二 第二種適格電気通信事業者がその担当支援区域について次のイ又はロに該当することとなつたとき 当該イ又はロに定める当該担当支援区域

イ 当該担当支援区域の全部又は一部がその提供する第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなつたとき 当該範囲に含まれないこととなつた当該担当支援区域

□ 当該担当支援区域が第一項第二号□に該当しないこととなつたとき 当該同号□
に該当しないこととなつた当該担当支援区域

三 第六項の規定により第二種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたとき 当該
第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域

- ④ 総務大臣は、第一項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定及び第二項
前段の規定による当該第二種適格電気通信事業者に係る担当支援区域の指定をし
たときは、遅滞なく、その旨を支援機関及び当該第二種適格電気通信事業者に通知
するとともに、これを公表するものとする。同項後段の規定による担当支援区域の指定、
前項の規定による担当支援区域の指定の解除又は第六項の規定による第二種適格
電気通信事業者の指定の取消しをしたときも、同様とする。
- ⑤ 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、
当該電気通信事業者が第二種適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信
事業者の地位を承継した電気通信事業者は、第二種適格電気通信事業者の地位を
承継するものとする。
- ⑥ 総務大臣は、第二種適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、
又は第二種適格電気通信事業者から第一項の規定による指定の取消しの申請があつ
たときは、その指定を取り消すことができる。
- 一 次条第三項又は第四項の規定に違反したとき。
 - 二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

◆ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

（第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域ごとの電気通信回線設備の規
模等の報告）

第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する
電気通信事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該第二号基礎的電気通信
役務に係る単位業務区域（当該電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務に
係る業務区域を第四十条の八の二第一項に規定する地域の単位に分けた区域をいう。
以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。

- 一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位業務区域の全世
帯数に占める当該単位業務区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二
号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、
第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の

五並びに様式第三十八の二の四において同じ。)が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨

二 前号に規定する場合に該当し、かつ、第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が一年を超えないときは、その旨

三 端末系伝送路設備を所有する者が地方公共団体であるかどうかの別その他必要な事項

- ② 前項の規定による報告を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第十四条の五第一項」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

第三章に掲げる「その他」の欄の具体的な記載方法等について

- 「その他」欄には以下の 4 個の文字から構成する文字列を半角で記載すること。なお、各文字間は、「,」（半角のコンマ）を記載すること。

$$\underbrace{F_1, F_2, H_1, H_2}$$

コンマで区切られた 4 個の文字で構成

（参考） F_1, F_2, H_1, H_2 は「ブロードバンドサービスエリア調査の対象サービス表」におけるサービス種別欄に掲げる FTTH1、FTTH2、HFC1、HFC2 に該当します。

- その他の欄の具体的な記載方法は次のとおりとする。

①各文字（ F_1, F_2, H_1, H_2 ）の記載内容

各文字の記載は以下に沿って決定すること。

F_1			F_2			H_1			H_2		
サービス提供の有無			サービス提供の有無			サービス提供の有無			サービス提供の有無		
全域	一部	無	全域	一部	無	全域	一部	無	全域	一部	無
有	有		有	有		有	有		有	有	
↓			↓			↓			↓		
1	a	0	1	a	0	1	a	0	1	a	0

（注）サービスの提供の有無の判定

- ①町字の全域（目安として 90%以上の世帯）で整備済みであれば「全域有」
- ②一部で整備済みであれば「一部有」
- ③全域未整備であれば「無」

②その他の欄の記載例

下表の例を参考に、 F_1, F_2, H_1, H_2 に該当する半角文字を半角コンマで区切る形で入力すること。

なお、以下に該当する場合のみ、各文字について記載省略可とする。

〔 ・ F_1, F_2, H_1, H_2 のいずれも【0】である場合。 〕

F ₁	F ₂	H ₁	H ₂	その他の欄内への記載例
全域有	無	無	無	<u>1,0,0,0</u>
全域有	全域有	無	無	<u>1,1,0,0</u>
全域有	一部有	無	無	<u>1,a,0,0</u>
一部有	無	無	無	<u>a,0,0,0</u>
一部有	全域有	無	無	<u>a,1,0,0</u>
一部有	無	無	無	<u>a,0,0,0</u>
一部有	一部有	無	無	<u>a,a,0,0</u>
無	無	無	無	<u>0,0,0,0</u> (無記入)
無	無	全域有	無	<u>0,0,1,0</u>
全域有	全域有	一部有	無	<u>1,1,a,0</u>
無	無	無	全域有	<u>0,0,0,1</u>
無	一部有	全域有	全域有	<u>0,a,1,1</u>

(改正履歴)

令和6年3月29日 策定